平成２６年（フ）第２２９号
静岡県富士市五貫島108番地　グランドール靖国301号
債務者　岡田　千香
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２４８号
静岡県富士市江尾217番地の１　県営住宅Ｅ－303号
債務者　佐藤　裕一
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３９３号
岐阜県本巣市下福島239番地１
債務者　寺澤　志帆（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０５号
岐阜県各務原市鵜沼西町１丁目827番地　ルミエールＢ101号
債務者　駒井　美代
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１５号
福岡県飯塚市鯰田1594番地７　県営鯰田団地３棟604
債務者　野田　　巧
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１１９号
福岡県飯塚市横田461番地１　マルトミコーポ307
債務者　名和　義幸
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３７７号
大分県別府市大字鉄輪826番地の４　フォーブルまさき201号
債務者　塩手　芙美
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５２号
北海道苫小牧市日新町４丁目11番11－104号
債務者　中島　廣司
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第７７号
青森県西津軽郡深浦町大字正道尻字小礒82番地
債務者　佐藤　佑一
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第５４８号
栃木県宇都宮市簗瀬町2501番地13
債務者　水摩　徹治
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０３号
三重県津市下弁財町津興824番地２　萩荘202
債務者　工藤　美奈
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０７号
山口県周南市大字大島391番地の17
債務者　乙部　兼由
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１０８号
山口県周南市大字大島391番地の17
債務者　乙部　亜紀
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２４２号
愛知県春日井市八田町５丁目16番地４　県営八田住宅１棟601号
債務者　高橋　正行
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４９号
名古屋市東区泉１丁目４番５号　グランドールシャトー403号
債務者　村瀬　真幸
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２６年（フ）第７４号
佐賀県唐津市神田282番地12
破産者　手島　　正
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第２１号
長崎県五島市富江町岳1756番地２、住民票上の前住所長崎県南松浦郡富江町富江郷256番地
破産者　福本美代子
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第３０号
大分県日田市田島２丁目３番18号　第１クローバーハウス202号
破産者　野田　　悟
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部